

令和 8 年度 第 3 回広島県教科用図書選定審議会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 2 時30分～午後 4 時30分

2 開催場所 広島県庁北館101会議室

3 出席者 17名

4 欠席者 3名

5 内 容

事務局	<p>(本会議の進行及び資料について説明)</p> <p>この選定審議会の傍聴及び議事録の公開については、第 1 回選定審議会の際に、第 3 回は非公開とし、議事録のみ公開することを確認済みである。</p>
会 長	<p>それでは議事に入る。</p> <p>令和 9 年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (特別支援 教育課担 当者)	<p>資料 1 の 1 ページを用いて教科用図書採択のスケジュールについて説明する。</p> <p>右端の県立義務教育諸学校の欄を御覧いただきたい。県立特別支援学校では、採択基本方針に基づき、5 月以降、各校において、教科書選定会議を設置するとともに、前回皆様に御審議等いただいた選定資料に基づき調査研究を行った。各校は選定した教科用図書について、採択申請書及び選定理由書を、7 月 3 日までに、県教育委員会に提出したところである。</p> <p>左端の県教育委員会の欄を御覧いただきたい。各校から提出のあった採択申請書及び選定理由書の点検を行うとともに、本日、第 3 回選定審議会でお諮りし、その後教育委員会会議に付議した後、8 月 31 日までに採択手続を行う。</p> <p>2 ページには「令和 8 年度県立特別支援学校における教科書選定会議の状況」について示している。各校では調査研究の観点に基づき、選定資料、教科用図書の見本等を参考に調査研究を行うとともに、全ての学校で教科書選定会議を設置している。構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものでないこと、特定の教科書発行者と関係を有するものでないことを、校長が確認済みである。この会議の開催回数は 7 月 10 日現在で、各校を平均すると 2 回となっている。</p> <p>続いて、令和 9 年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部が使用する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、いわゆる著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書の選定状況について説明する。</p> <p>資料 1 の 3 ページを用い、一般図書の使用について説明する。中ほど</p>

の表は、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部の各教科等を示している。この表に示す各教科等は、特別支援学校学習指導要領に示されている知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を指しており、小・中学校の学習指導要領の各教科等とは指導目標及び指導内容が異なる。知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、著作教科書（知的障害者用）が、国語、算数、生活、音楽があり、中学部では、国語、社会、数学、理科、音楽、職業・家庭がある。

その他の教科については、著作教科書がないので、一般図書を使用することになる。また、児童又は生徒の障害の状態等によって、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合も、一般図書を使用することができる。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の小・中学部においても、知的障害を併せ有し、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成した場合、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合は、一般図書を使用することができる。

4 ページは、一般図書の調査研究について、教科書選定の観点及び調査研究の観点を示したものである。絵本等の一般図書は、各教科等の目標を達成するための主たる教材として作成されたものではない。ここに示す教科書選定の観点で、一般図書の調査研究を行い、児童又は生徒の障害の種類、程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容の教科用図書を選定する必要がある。

資料2「教科用図書の選定にあたっての障害種別の観点」を配付しているので、そちらも御参考にしていただきたい。

続いて各校の選定状況について説明する。5 ページは、「令和9年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況」を示している。左側に、特別支援学校を障害種別ごとに紹介している。

文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書については、表の○印で示しているとおり、すべての特別支援学校の小学部、中学部において選定している。

一般図書の選定状況については、小学部では198点、中学部では167点の一般図書を選定している。

各校が選定した一般図書については、小学部が6 ページから、中学部が12ページからまとめている。

ここからは、各特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書の一部抜粋したものをを用いて、前半5冊、後半5冊の計10冊の図書について説明する。

一般図書を選定する際には、表の真ん中の列「学習指導要領段階等」の欄に、当該図書が学習指導要領の段階や内容のどこに該当するのかが分かるように、段階や内容項目の番号を示すようにしている。

この「学習指導要領の段階」とは、小学部では、3段階、中学部では2段階あり、小学部では、6年間で3段階の目標を、中学部では3年間で2段階の目標を達成するよう学習指導要領で定められている。

また、「学習指導要領の内容」とは、学習指導要領で定められている目標を達成するために取り扱う内容のことであり、選定する一般図書の内容が、学習指導要領が定める内容のどの部分に該当するのかを明確に

	<p>している。</p> <p>このことで、学習指導要領に基づく教科書選定がよりの確になると考え、選定理由書に当該図書が対応する学習指導要領の段階等を示す欄を設けたものである。</p> <p>例えば、17ページ表の太枠「国語」の学習指導要領の段階等の「小学部国語科２段階」、取り扱う内容は「A 聞くこと・話すこと」「C 読むこと」に該当する図書の内容となっている。</p> <p>なお、選定理由書が斜線になっている部分は、文部科学省が著作の名義を有する教科書、著作教科書であることから、選定する理由は不要としている。</p>
会長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	<p>それでは、各校の選定した図書について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、各校が選定した一般図書10点について、２回に分けて協議を行っていただく。まず、５冊について事務局からの説明を受け、その後、実際に御覧いただきながら、各校の選定状況について、「選定理由書と照らし合わせて適切な図書が選定されているか」という視点で協議していただき、各グループから出た御意見等を発表していただく。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
事務局 (特別支援 教育課担 当者)	<p>前半の５冊について説明する。</p> <p>まずは、知的障害特別支援学校の選定理由書の説明である。</p> <p>知的障害のある児童又は生徒については、生活に結び付いた学習活動が展開できるような分かりやすい内容であること、絵や文字、配色等により児童又は生徒の興味・関心を高めたり、内容が理解しやすいように工夫されたりしていること等の配慮が必要である。</p> <p>資料２「教科用図書の選定に当たっての障害種別の観点」を配付しているので、御参考にしていただきたい。</p> <p>知的障害特別支援学校の例として、廿日市特別支援学校小学部訪問第４学年の選定理由書の一部抜粋を示す。教育課程の欄の「訪問」とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して行う教育である。</p> <p>表の上から２番目太枠部分を御覧いただきたい。</p> <p>「国語」の教科用図書として、偕成社の「日本むかし話 おむすびころりん」という一般図書を選定している。対応する学習指導要領の段階等は、小学部国語科２段階、内容は「A 聞くこと・話すこと」「C 読むこと」である。</p> <p>選定理由として、「リズムカルな言葉が使用されており、言葉の理解が難しい児童も、言葉の響きやリズムに親しむことができる。教師等の言葉かけに対し、表情、身振り、音声や簡単な言葉で応じ、表現することで、伝え合う力を養うことができる。」としている。</p> <p>同じく、廿日市特別支援学校中学部重複障害第３学年の選定理由書の一部抜粋を示す。教育課程の欄の「重複障害」とは、当該学校に就学す</p>

ることとなった障害、つまり主たる障害とその他の障害を併せ有している児童又は生徒に対して行う教育である。

表の一番上を御覧いただきたい。

「保健体育」の教科用図書として、少年写真新聞社の「ドキドキワクワク性教育〈2〉大切なからだ・こころ」という一般図書を選定している。これは、第2回広島県教科用図書選定審議会で皆様に御協議いただき作成した選定資料に掲載されている図書である。各学校で検討され、このように選定されている。対応する学習指導要領の段階等は、中学部保健体育科1段階、内容は「H 保健」である。

選定理由として、「全ページカラーで、漢字にはルビが振ってあり、見開きで一つの内容を扱っている。このことで生徒にとって、体の発育・発達について理解しやすく、いろいろなテーマの中から自分の課題を見付け考えることができる。」としている。

続いて、呉特別支援学校中学部重複障害第1学年の選定理由書の一部抜粋を示す。

表の上から2番目を御覧いただきたい。

「社会」の教科用図書として、戸田デザインの「にっぽんちず絵本」という一般図書を選定している。

対応する学習指導要領の段階等は、小学部生活科1段階、内容は「コ社会の仕組みと公共施設」である。

ここでは中学部第1学年において、小学部1段階の学習指導要領の段階を設定している。この理由として、学習指導要領において、「生徒の障害の程度等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたりするなどして、生徒の実態に応じた教育課程を編成すること」が認められており、各校で検討した結果である。

また、社会科において、生活科の学習指導要領の段階等を設定している。本教育課程では、生徒の実態により、小学部の学習指導要領の段階を目標としているため、教科に社会科がない。そのため、内容が関連する「小学部生活科」に替えて、指導している。

選定理由として、「地域の特徴や、山や川等の自然に関すること、道路、鉄道等の身近な内容が取り上げられており、生徒が興味・関心をもって取り組みやすい。線や色がはっきりしたイラストで、生徒にとって視覚的に分かりやすい。」としている。

ここからは、主たる障害が知的障害以外で、視覚障害などと知的障害を併せ有する児童又は生徒に係る選定理由書の説明である。

まず、肢体不自由特別支援学校である広島特別支援学校についてである。

肢体不自由と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、図書の大きさ等が扱いやすく、見やすいものであること、具体的な活動や体験不足を補う活動・内容が提示されていること等の配慮が必要である。

広島特別支援学校小学部重複障害第1学年の選定理由書の一部抜粋を示す。

表の一番上を御覧いただきたい。

「生活」の教科用図書として、偕成社の「ノンタンあそぼうよ（1）ノンタンぶらんこのせて」という一般図書を選定している。

対応する学習指導要領の段階等は、小学部生活科1段階、内容は「イ安全」「エ遊び」「オ人との関わり」「ケきまり」である。

選定理由として、「身体全体で揺れの感覚を楽しむ活動として、肢体

	<p>不自由のある児童に身近なブランコを題材にした内容により、登場人物を自分に置き換えて考えやすい。簡単な繰返しの文章とイラストで構成されており、児童にとって話の展開を意識しやすく、きまりを守って友だちと仲良くすることの大切さを理解しやすい。」としている。</p> <p>続いて、表の３番目を御覧いただきたい。</p> <p>「算数」の教科用図書として、あかね書房の「単行本 さわってあそぼうふわふわあひる」という一般図書を選定している。</p> <p>対応する学習指導要領の段階等については、小学部算数科１段階、内容は「Ａ 数量の基礎」「Ｂ 数と計算」である。</p> <p>選定理由として、「ふわふわ、ざらざら等の様々な素材で形が表現されており、素材に触れながら、数の素地であるものの有無や、数量の基礎となる身の回りのものへの気付きを促しやすい。」としている。</p> <p>以上で、前半５冊の説明を終わる。</p> <p>この５冊が、知的障害又は肢体不自由と知的障害を併せ有する児童又は生徒にとって適正な内容であるか、実際に図書を御覧いただき、御協議いただきたい。</p>
会長	<p>それでは、ただ今の説明について、選定理由書と照らし合わせて、適切な教科用図書が選定されているかという視点で、５冊について、２０分ほどグループで協議を行っていただきたい。</p> <p><一般図書見本閲覧・協議（２０分）></p>
会長	協議した内容について、各グループから発表をお願いします。
委員	<p>A グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的には概ね問題がない。 ・ 社会、算数などの教科については、抽象的な概念を子供たちにどう伝えていくかということを考えると、教科用図書の内容について、実態に応じた体験的な学びを加えることで子供たちの学習がより深まっていくのではないかという意見があった。
委員	<p>B グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態を踏まえ、選定の観点に基づき記載されている。 ・ 「日本むかし話 おむすびころりん」について、文章の評価はされているが、絵の評価も入れたらよいという意見があった。 ・ 「ドキドキワクワク性教育〈２〉大切なからだ・こころ」について意見が３点あった。１点目は、第１回の選定資料にもあったとおり、「見開きで一つの内容を扱っている」とあるが、複数ページにわたって一つの内容を扱っているところもあることから、「概ね」があった方がよいのではないかという点である。２点目は、「見開きで一つの内容を扱っている」ことで、「自分の課題を見付け考えることができる」との記載について、見開きで扱っていることで課題を見付けることができると言い切るのは少し難しいのではないかと思うため、表現の修正がよいのではないかという点である。最後は、「課題」とあるが、「課題」が「できていないところ」と捉えるのか、「課題」の示し方が難しいという意見であった。

委員	<p>C グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「にっぽんちず絵本」について、都道府県ということで、内容的に少し難しいのではないかという話が出た。また、文字が横に平べったい形状になっている点で子供が自分で読むには難しいところもあるかもしれないので、読み聞かせをしながら進めることが大事だという意見があった。生活年齢や子供の実態に合わせて、視野を広げるために使ってほしいという意見があった。 ・ 「ドキドキワクワク性教育〈2〉大切なからだ・こころ」について定番ではあるが、発行が2011年であるため、最近の課題、例えばスマホのことなどにも触れられるものがあったてもよいのではないかという意見があった。
委員	<p>D グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての資料について、障害種別の段階に応じて選定されている。 ・ 表記では、平仮名やルビ、分かりやすさ、色、イラストの面に触れられており、視覚的に言葉の理解が難しい子供たちにとっても読みやすいことが分かるという意見があった。 ・ 「日本むかし話 おむすびころりん」について、訪問指導であることから、おそらく障害の状態が重度の子供に対し、「おむすびころりんすつとんとん」といったオノマトペになっており、読み聞かせるのに一緒に楽しく表現できるという点が良いという意見があった。 ・ 「単行本 さわってあそぼうふわふわあひる」について、算数であるが、子供の実態に応じて、数の基礎になる部分として、色、形、感触を確かめながら学んでいける資料であるという意見があった。
会長	その他、質問・意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	残りの5冊について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (特別支援 教育課担 当者)	<p>後半も、主たる障害が知的障害以外で、視覚障害などと知的障害を併せ有する児童又は生徒に係る選定理由書の5冊の説明をする。</p> <p>病弱特別支援学校である広島西特別支援学校についてである。</p> <p>病弱と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、病院内のベッド上など限られた環境での学習を考慮したり、指導内容の精選をしたりする等の配慮が必要である。</p> <p>中学部重複障害第1学年の選定理由書の一部抜粋である。</p> <p>表の上から4番目を御覧いただきたい。</p> <p>「理科」の教科用図書として、ひかりのくにの「改訂新版体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの」を選定している。</p> <p>対応する学習指導要領の段階等については、小学部生活科1段階、内容は「エ 遊び」「サ 生命・自然」である。</p> <p>選定理由として、「表紙が厚く、図書の大きさは車イスやベッド上で提示しやすい。季節ごとに分類されたページには、大きなイラストで草花等の植物が紹介されており、実物を見たことがない生徒にもイメージがしやすい。」としている。</p> <p>続いて、一番下を御覧いただきたい。</p>

「美術」の教科用図書として、偕成社の「エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプでかいてみよう」を選定している。

対応する学習指導要領段階等は、小学部図画工作１段階、内容は「Ａ 表現」「Ｂ 鑑賞」としている。

選定理由として「手指の可動域に制限のある生徒が、指先等の保有する感覚を活用し、作品作りをすることを通して、絵の具の感触や指の動かし方による表現の違いを実感することができる。縦幅が短いので、車イスやベッド上で使用しやすい。」としている。

視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校についてである。

視覚障害と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、文字の大きさ等が見やすいものであること、具体的な活動や体験不足を補う活動・内容が示されていること等の配慮が必要である。

小学部重複障害第３学年の選定理由書の一部抜粋である。

表の一番下を御覧いただきたい。

「道徳」の教科用図書として、合同出版の「絵でわかるこどものせいかつずかん１ みのまわりのきほん」を選定している。

対応する学習指導要領の段階等は、小学校第１学年及び２学年、内容は「（３）節度、節制」「（１０）規則の尊重」である。

選定理由として、「朝起きて寝るまでの生活習慣に関する動作等がテーマに沿って分類されており、生活上の動作の基本を知ったり、みんなが使う物を大切にすることを考えたりすることができる。色彩豊かな絵や大きな文字で示されているため、弱視児にも見えやすい。」としている。

同じく広島中央特別支援学校小学部重複障害第５学年の選定理由書の一部抜粋である。

表の下から３番目を御覧いただきたい。

「図画工作」の教科用図書として、ポプラの「あそびのひろば４ はりえあそび」を選定している。

対応する学習指導要領の段階等は、小学部図画工作２段階、内容は「Ａ 表現」「Ｂ 鑑賞」としている。

選定理由として、「紙だけでなく、ボタン、綿、葉っぱ等、様々な素材を使った動物や食べ物等の身近な作品が掲載されている。表現したいことに合わせて材料や用具を選び、工夫しながら作品を作ることができる。出来上がった半立体作品は、視覚障害のある児童が触って鑑賞することができる。」としている。

聴覚障害特別支援学校である尾道特別支援学校についてである。

聴覚障害と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、視覚資料が効果的に組織、配列されていること、視覚資料と関連した解説等が分かりやすく提示されていること等の配慮が必要である。

小学部重複障害第３学年の選定理由書の一部抜粋である。

表の一番下を御覧いただきたい。

「道徳」の教科用図書として、日本図書の「おやくそくえほん はじめての「よのなかルールブック」」を選定している。

対応する学習指導要領段階等は、小学校第１学年及び第２学年、内容は「（１）善悪の判断、自律、自由と責任」「（５）希望と勇気、努力と強い意志」「（８）礼儀」「（９）友情、信頼」である。

選定理由として、「児童が生活の中で体験する場面において、どのよ

	<p>うな行動やコミュニケーションをとればよいかが、イラストと簡潔な文で分かりやすく記載されている。短い文章でルールが示されており、聴覚障害と知的障害を併せ有する児童が理解しやすい内容となっている。」としている。</p> <p>以上が、後半5冊の説明である。</p> <p>この5冊が、視覚障害などと知的障害を併せ有する児童又は生徒にとって適正な内容であるか、実際に御覧いただき、御協議いただきたい。</p>
会長	<p>それでは、ただ今の説明について、20分ほどグループで協議を行っていただきたい。</p>
委員	<p><一般図書見本閲覧・協議（20分）></p>
会長	<p>協議した内容について、各グループから発表をお願いします。</p>
委員	<p>Aグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後半5冊の選定理由について、概ね問題ない。 ・ 「改訂新版体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの」について、ベッドサイドでの指導であることから、外に出た経験がない子供にとっても、図鑑を見ることでイメージがしやすい。しかし、たくさんのイラストが使われているため、注目して見るという点では、実態によるであろうという意見があった。 ・ 「エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプでかいてみよう」について、実態にもよるが、指先を使って子供たちができる内容で、ベッドの上といった狭い環境の中でも、指導ができる本になっているのではないかという意見があった。
委員	<p>Bグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後半5冊も、障害特性を踏まえ、障害種別の観点に基づいて適切に選定理由が書かれているという評価であった。 ・ 「改訂新版体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの」について、「大きなイラストで」とあるが、数が多いが大きいのではないのか、数が多すぎるのではないのかという意見があった。協議中、事務局からタブレットで写真を撮って大きくするという話を聞き、なるほどと思った。図書だけでは十分でない場合もあるので、教科用図書と指導の工夫を併せて行うことが重要であると感じた。
委員	<p>Cグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「改訂新版体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの」について、病弱学級の子供たちは、病院の中において実体験が行いにくいので、本を通して世界を広げるという意味で非常に良いという意見があった。 ・ 「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」について、朝起きて寝るまでの生活習慣等が丁寧に書かれている本であるため、例えば「手順が細かく一つ一つ示されている」という文言が選定理由にあってもよいのではないのかという意見があった。 ・ 「おやくそくえほん はじめての「よのなかルールブック」」は、面白いルールがたくさんあるが、聴覚障害のある子供たちにとって、短い言葉で伝えるという点が非常に良い本だという意見があった。

委員	<p>Dグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別・段階に応じたものが選定されている。 ・ 「エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプでかいてみよう」について、おそらく病弱で体を動かすのが難しい子供もいるであろうが、終わりの方のページに、指を置くガイドのようなものもあり、それらを参考にしながら子供が自分の発想を広げていくことができる良い本であるという意見があった。車椅子やベッドで提示しやすいという形状面もしっかり先生方が考えて選んでくださっていることがよく分かった。 ・ 「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」について、各テーマが大きく示されており、視覚障害のある子供にとって良い。様々な場面がイラストで分かりやすく示されている点も良いという意見があった。ただ、1ページの中に複数のテーマがあり、小さい字も含まれることから、本と先生の指導が必須であり、「今どこを言っているのか」を示すなどの工夫が必要だという意見があった。このことは、次の23ページの「あそびのひろば4 はりえあそび」や24ページの「おやくそくえほん はじめての「よのなかルールブック」」でも同様に小さい字が多いという点で、タブレット端末の活用が有効だという意見があった。
会長	<p>これまで出された気付き・感想等について、事務局から回答すべきことがあれば願います。</p>
事務局 (特別支援 教育課)	<p>子供たちの授業の様子をしっかりと想像していただき、多角的な御示唆・御視点をたくさんいただいた。</p> <p>本日、選定理由書と照らし合わせて適切な図書が選定されていると評価いただいたと思っている。委員の皆様からの御意見に回答する。</p> <p>17ページにある絵の量への言及、22ページの手順が細かく示されているといった部分など、県民のどなたが見ても分かりやすい視点で選定理由を書けるよう指導する。また、18ページの内容で、現代の事情としてスマホの内容を補足したら良いのではないかと、文字の大きさなど実態に応じた記載があるべき、といった御指摘があった。これらの視点を踏まえ、今後も、選定理由の内容や教科用図書の選定が適切に行えるよう、各校に研修等の機会を通じて伝えていきたいと考えている。</p>
会長	<p>その他、質問・意見はないか。</p>
委員	<p>なし（全委員）。</p>
会長	<p>事務局から説明があった、各校の選定状況について、適切に処理されていると御了解いただいたものとする。</p> <p>これまで行った選定審議会3回でいただいた御意見等について、今後生かすべきものを生かしていただくこととなっていることも含め、御了承いただいたものとする。</p> <p>以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。</p>